

令和4年度

財政健全化審査  
公営企業経営健全化審査  
意見書

北秋田市監査委員

北秋監 080005  
令和 5 年 8 月 22 日

北秋田市長 津谷永光様

北秋田市監査委員 柴田 榮則

北秋田市監査委員 山形 聡伸

北秋田市監査委員 佐藤 文信

令和 4 年度に係る財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見  
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率（その算定基礎となる書類を含む）を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

# 目 次

|    |   |       |   |
|----|---|-------|---|
| 1. | 令和4年度決算に係る財政健全化審査意見<br>(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率) | ..... | 1 |
| 2. | 令和4年度決算に係る公営企業経営健全化審査意見<br>(資金不足比率)                     | ..... | 4 |

# 令和4年度決算に係る財政健全化審査意見

(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)

## 1. 審査の対象

令和4年度決算に係る 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2. 審査の期間

令和5年7月25日 から 令和5年8月22日 まで

## 3. 審査の概要

審査は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認するため、関係書類の提出を求めるとともに関係職員からの説明聴取により実施した。

## 4. 審査の結果

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各比率及び個別意見については次のとおりである。

| 区 分        | 令和4年度決算 | 早期健全化基準 | 備考 |
|------------|---------|---------|----|
| ① 実質赤字比率   | —       | 12.88%  |    |
| ② 連結実質赤字比率 | —       | 17.88%  |    |
| ③ 実質公債費比率  | 8.3%    | 25.0%   |    |
| ④ 将来負担比率   | 42.1%   | 350.0%  |    |

### 【個別意見】

#### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計と公営事業会計に属さない会計（以下「一般会計等」という。）の実質赤字額を標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）で除して算定するものであるが、当年度の実質収支は黒字であるため比率は算定されていない。

<参考>

- 本市における公営事業会計に属さない会計（一般会計等）
  - ・一般会計、阿仁診療所特別会計、米内沢診療所特別会計

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額に公営事業に属する会計（以下「公営事業会計」という。）の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で除して算定される。

当年度の連結実質赤字比率は、実質赤字比率と同様、連結した実質収支が黒字であることから、比率は算定されていない。

<参考>

- 本市における公営事業に属する会計（公営事業会計）
  - ・特別会計：国民健康保険特別会計、国民健康保険合川診療所特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計
  - ・企業会計：病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費（元利償還金）、債務負担行為に係る支出及び公営事業会計への繰出し等に含まれる元利償還金相当額の合計額が、標準財政規模に対してどのくらいの負担（割合）になっているかを表す指標として用いられているものであるが、当年度の実質公債費比率は8.3%となっており、昨年度（9.2%）と比較して0.9ポイント改善している。なお、その主な要因は元利償還金では15,802千円の増額はあったものの、公営事業会計に対する元利償還金相当額が108,213千円の減額となり、それが改善の大きな要因となっている。

しかし、本比率が18.0%以上になると地方債の発行に際して都道府県知事の許可が必要となる「地方債許可団体」となり、更に25.0%以上になると一部地方債の発行が認められなくなる「地方債制限団体」になることから、本比率には充分留意していく必要がある。

<参考>

○地方債発行の許認可（概要）

市町村が地方債を発行（起債）する場合、平成18年度以前は都道府県知事の許可を受けなければならなかったが、平成18年度の改正により都道府県知事への協議という手続きを経ることで許可を受けなくても発行できることとなった。（協議団体）

しかし、実質公債費比率が18.0%以上となる場合は、改正前と同じように都道府県知事の許可が必要（許可団体）となり、更に比率が25.0%以上となる場合は、地方債の発行に制限を受けることとなる。（制限団体）

なお、都道府県知事への協議において知事の同意を得た地方債については公的資金の借入が可能となり、知事の同意を得ないで地方債を発行する場合は、あらかじめ議会への報告が必要とされている。

#### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを明らかにする比率で、その算出基礎として地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額、公営事業会計へ繰出す元利償還金相当見込額、退職手当負担見込額などがある。

当年度の将来負担比率は42.1%となり、前年度（51.7%）と比較し9.6ポイント改善しているが、主たる要因は地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額の減となっている。

# 令和4年度決算に係る公営企業経営健全化審査意見 (資金不足比率)

## 1. 審査の対象

次の各会計の 令和4年度決算に係る 資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

- ① 病院事業会計
- ② 水道事業会計
- ③ 下水道事業会計

## 2. 審査の期間

令和5年7月25日 から 令和5年8月22日 まで

## 3. 審査の概要

審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認するため、関係書類の提出を求めるとともに関係職員からの説明聴取により実施した。

## 4. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、比率及び個別意見については次のとおりである。

| 区 分       | 令和4年度決算 | 経営健全化基準 | 備考 |
|-----------|---------|---------|----|
| ① 病院事業会計  | —       | 20.0%   |    |
| ② 水道事業会計  | —       | 20.0%   |    |
| ③ 下水道事業会計 | —       | 20.0%   |    |

### 【個別意見】

#### ① 資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足を表す比率で、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化に努めなければならないことになっている。

当市の対象となる病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の3会計は、当年度いずれも資金不足額が生じていないため、資金不足比率も算定されていない。